



# 鳥取県公報

平成 24 年 9 月 18 日 (火)  
号外第 82 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (54) (税務課) . . . . . 3
	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (55) (警察本部警務課) . . . . . 5
◇ 規 則	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (62) (税務課) . . . . . 6

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県税条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

社団法人全国保健センター連合会の解散及び財団法人日本自動車査定協会の一般財団法人への移行に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 社団法人全国保健センター連合会に係る自動車取得税及び自動車税の課税免除について定めた規定を削る。
- (2) 自動車税の減免について定めた規定中、商品中古自動車であることを証明する財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所の名称を改める。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

## ◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例について定めた規定中、引用している原子力災害対策特別措置法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、原子力規制委員会設置法の施行の日とする。

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

特例民法法人が公益財団法人等に移行したこと及び鳥取県税条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 納税証明書の交付において手数料を徴しない融資制度を定めた規定中、財団法人鳥取県産業振興機構の名称を改める。
- (2) 自動車税の減免の手続について定めた規定中、商品中古自動車であることを証明する財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所の名称を改める。
- (3) 自動車取得税の課税免除等について定めた規定中、引用している鳥取県税条例の条項を改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第54号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車取得税の課税免除）</p> <p>第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、<u>第3号及び第4号</u>に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、<u>第4号から第11号</u>までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p>	<p>（自動車取得税の課税免除）</p> <p>第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、<u>第3号から第5号</u>までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 社団法人全国保健センター連合会（昭和39年2月3日に社団法人全国母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が取得し、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、<u>第4号から第12号</u>までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 社団法人全国保健センター連合会が所有し、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センターが使用する自動車で専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供するもの</u></p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p>

<p>(自動車税の減免)</p> <p>第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者については、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが<u>一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所</u>において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(自動車税の減免)</p> <p>第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが<u>財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人の鳥取県支所をいう。）</u>において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第55号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例)</p> <p>2 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例)</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>第20条第2項</u>の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により警戒区域に設定することとされた区域（前号、第4号及び第5号に規定する区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）において行う作業</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6・7 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例)</p> <p>2 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例)</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>第20条第3項</u>の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により警戒区域に設定することとされた区域（前号、第4号及び第5号に規定する区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）において行う作業</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6・7 略</p>

附 則

この条例は、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の施行の日から施行する。

# 規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第62号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第2条第1項に規定する小規模企業者等が創業又は経営基盤の強化のために行う設備の導入に要する資金に対して<u>公益財団法人鳥取県産業振興機構</u>が行う融資</p> <p>（自動車取得税の課税免除の手続）</p> <p>第46条 条例第134条の6第3号及び第4号の規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から<u>1月を経過する日</u>。以下この節において「申請期限」という。）までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、<u>申請期限の経過後に</u>、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。</p> <p>2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">課税免除の区分</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">申請書</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">課税免除を受けようとする事由を証する書類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 条例第134条</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類	(1) 条例第134条	略		<p>第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第2条第1項に規定する小規模企業者等が創業又は経営基盤の強化のために行う設備の導入に要する資金に対して<u>財団法人鳥取県産業振興機構</u>（昭和48年7月23日に財団法人中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。）が行う融資</p> <p>（自動車取得税の課税免除の手続）</p> <p>第46条 条例第134条の6第3号から第5号までの規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出する日から<u>1月以内</u>）までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。<u>この場合において</u>、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、<u>同項の提出期限経過後に</u>、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。</p> <p>2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">課税免除区分</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">申請書</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">課税免除を受けようとする事由を証する書類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 条例第134条</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	課税免除区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類	(1) 条例第134条	略	
課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類											
(1) 条例第134条	略												
課税免除区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類											
(1) 条例第134条	略												

の6第3号に係るもの
(2) 条例第134条の6第4号に係るもの

(自動車取得税の減免の手続)  
 第46条の11 条例第134条の7の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、申請期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部総合事務所に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 略

(自動車税の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲)

第50条の9 条例第137条第10号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線（以下「生活路線」という。）を運行する一般乗合用のバス（以下「課税免除対象バス」という。）のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日（同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。）において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第1項の乗務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{基準日における生活路線の走行キロ数}}{\text{基準日における全走行キロ数}}$$

2・3 略

(自動車税の課税免除の手続)  
 第50条の10 条例第137条第4号から第11号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者

の6第3号及び第4号に係るもの
(2) 条例第134条の6第5号に係るもの

(自動車取得税の減免の手続)  
 第46条の11 条例第134条の7の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限（東部総合事務所長が特に認める場合にあつては、当該申告書を提出する日から1月以内）までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同項の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 略

(自動車税の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲)

第50条の9 条例第137条第11号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線（以下「生活路線」という。）を運行する一般乗合用のバス（以下「課税免除対象バス」という。）のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日（同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。）において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第1項の乗務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{基準日における生活路線の走行キロ数}}{\text{基準日における全走行キロ数}}$$

2・3 略

(自動車税の課税免除の手続)  
 第50条の10 条例第137条第4号から第12号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者

は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの（次項において「登録時申請分」という。）	条例第144条の規定による申告書を提出するとき（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）	略

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
略		
(2) 条例第137条第5号から第9号までに係るもの	略	
(3) 条例第137条第10号に係るもの		
(4) 条例第137条第11号に係るもの		

（自動車税の減免の手続）

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期	提出先

は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの（次項において「登録時申請分」という。）	条例第144条の規定による申告書を提出するとき（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出する日から1月以内）	略

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
略		
(2) 条例第137条第5号から第10号までに係るもの	略	
(3) 条例第137条第11号に係るもの		
(4) 条例第137条第12号に係るもの		

（自動車税の減免の手続）

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期	提出先



略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの	条例第144条の規定による申告書を提出するとき（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）	略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(5) 条例第137条の2第1項第2号に係るもの	略	ア <u>一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所</u> が発行する商品中古自動車証明書  イ～エ 略
略		

第62号様式の5（第46条関係）

自動車取得税課税免除申請書（特定非営利活動法人）

略	
鳥取県税条例第134条の6第4号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第46条第1項の規定により、自動車取得税の課税免除について、上記のとおり申請します。	
年 月 日	
住 所	
申請者 名 称	
代表者の氏名	(印)
職 氏 名 様	

第64号様式の11（第50条の10関係）

自動車税課税免除対象バス認定申請書（生活路線バス用）

年 月 日  
申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及

略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの	条例第144条の規定による申告書を提出するとき（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出する日から1月以内）	略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(5) 条例第137条の2第1項第2号に係るもの	略	ア <u>財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所</u> （昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人の鳥取県支所をいう。）が発行する商品中古自動車証明書  イ～エ 略
略		

第62号様式の5（第46条関係）

自動車取得税課税免除申請書（特定非営利活動法人）

略	
鳥取県税条例第134条の6第5号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第46条第1項の規定により、自動車取得税の課税免除について、上記のとおり申請します。	
年 月 日	
住 所	
申請者 名 称	
代表者の氏名	(印)
職 氏 名 様	

第64号様式の11（第50条の10関係）

自動車税課税免除対象バス認定申請書（生活路線バス用）

年 月 日  
申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及

<p style="text-align: center;">び代表者の氏名 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>鳥取県税条例第137条第10号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の10第1項の規定により、年度分の自動車税の課税免除について、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:5%;">1</td><td style="width:85%;">所有する一般乗合用のバスの車両総数</td><td style="width:10%; text-align: right;">台</td></tr> <tr><td>2</td><td>全路線の年間走行キロ総数</td><td style="text-align: right;">キロメートル</td></tr> <tr><td>3</td><td>生活路線の年間走行キロ総数</td><td style="text-align: right;">キロメートル</td></tr> <tr><td>4</td><td>課税免除対象バス総数</td><td style="text-align: right;">台</td></tr> <tr><td>5</td><td>課税免除対象バスの指定等</td><td></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div> <p style="text-align: center;">第64号様式の12その3（第50条の11関係） 自動車税課税免除決定通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr><td style="width:5%;">略</td></tr> <tr> <td style="width:5%;">決定事項</td> <td style="width:95%;"> <p style="text-align: center;">年 月 日付</p> <p>鳥取県税条例第137条第10号の規定に係る下記年度の自動車税の課税免除については、次のとおり決定する。</p> </td> </tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	1	所有する一般乗合用のバスの車両総数	台	2	全路線の年間走行キロ総数	キロメートル	3	生活路線の年間走行キロ総数	キロメートル	4	課税免除対象バス総数	台	5	課税免除対象バスの指定等		略	決定事項	<p style="text-align: center;">年 月 日付</p> <p>鳥取県税条例第137条第10号の規定に係る下記年度の自動車税の課税免除については、次のとおり決定する。</p>	略	<p style="text-align: center;">び代表者の氏名 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>鳥取県税条例第137条第11号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の10第1項の規定により、年度分の自動車税の課税免除について、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:5%;">1</td><td style="width:85%;">所有する一般乗合用のバスの車両総数</td><td style="width:10%; text-align: right;">台</td></tr> <tr><td>2</td><td>全路線の年間走行キロ総数</td><td style="text-align: right;">キロメートル</td></tr> <tr><td>3</td><td>生活路線の年間走行キロ総数</td><td style="text-align: right;">キロメートル</td></tr> <tr><td>4</td><td>課税免除対象バス総数</td><td style="text-align: right;">台</td></tr> <tr><td>5</td><td>課税免除対象バスの指定等</td><td></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div> <p style="text-align: center;">第64号様式の12その3（第50条の11関係） 自動車税課税免除決定通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr><td style="width:5%;">略</td></tr> <tr> <td style="width:5%;">決定事項</td> <td style="width:95%;"> <p style="text-align: center;">年 月 日付</p> <p>鳥取県税条例第137条第11号の規定に係る下記年度の自動車税の課税免除については、次のとおり決定する。</p> </td> </tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	1	所有する一般乗合用のバスの車両総数	台	2	全路線の年間走行キロ総数	キロメートル	3	生活路線の年間走行キロ総数	キロメートル	4	課税免除対象バス総数	台	5	課税免除対象バスの指定等		略	決定事項	<p style="text-align: center;">年 月 日付</p> <p>鳥取県税条例第137条第11号の規定に係る下記年度の自動車税の課税免除については、次のとおり決定する。</p>	略
1	所有する一般乗合用のバスの車両総数	台																																					
2	全路線の年間走行キロ総数	キロメートル																																					
3	生活路線の年間走行キロ総数	キロメートル																																					
4	課税免除対象バス総数	台																																					
5	課税免除対象バスの指定等																																						
略																																							
決定事項	<p style="text-align: center;">年 月 日付</p> <p>鳥取県税条例第137条第10号の規定に係る下記年度の自動車税の課税免除については、次のとおり決定する。</p>																																						
略																																							
1	所有する一般乗合用のバスの車両総数	台																																					
2	全路線の年間走行キロ総数	キロメートル																																					
3	生活路線の年間走行キロ総数	キロメートル																																					
4	課税免除対象バス総数	台																																					
5	課税免除対象バスの指定等																																						
略																																							
決定事項	<p style="text-align: center;">年 月 日付</p> <p>鳥取県税条例第137条第11号の規定に係る下記年度の自動車税の課税免除については、次のとおり決定する。</p>																																						
略																																							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。